

令和8年度 追記保存版

特別警報に対する非常措置及び避難指示について

5月に「保存版 災害時における非常措置についてのお知らせ」をすぐーるにて配信いたしました。その後、新しい防災気象情報が出ましたので、追記したものを送らせていただきます。ご確認ください。

記

Ⅰ. 警戒レベル5相当の警報（特別警報）について

新しい防災気象情報				
	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地の がけ崩れや土石流	高潮 海水面上昇や 波の打上げによる浸水
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫 特別警報	レベル5 大雨 特別警報	レベル5 土砂災害 特別警報	レベル5 高潮 特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫 危険警報	レベル4 大雨 危険警報	レベル4 土砂災害 危険警報	レベル4 高潮 危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

左表のように、警報の名称が変更しています。
紫竹学区は、大雨のレベル5 特別警報（大雨特別警報）の際に、以下の措置を取ります。

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動をとることを優先し、登校を見合わせて自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前0時までに解除になった場合 … 5校時(午後1:30)から始業(給食は中止)
- ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 … 臨時休業

※在校中に発令された場合は、原則として児童を学校に留め置くこととします。集団下校により児童だけで帰宅させることはありません。保護者への引き渡しとなりますので、その際はすぐーるでお知らせいたします。

※レベル3相当の警報・レベル4相当の危険警報

⇒ 避難指示の発令状況等から判断し、直ちに臨時休校するものではありません。

*紫竹学区に水害避難指示が発令された場合や、気象状況・通学路の実態によっては、臨時休業等の措置をとることがあります。

2. 避難指示について

(1) 水害の避難指示について

紫竹学区は、「**鴨川・高野川の浸水想定区域**」であるため、水害に関する避難指示の発令対象地域となります。紫竹学区に「避難指示」が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

(2) 土砂災害の避難指示について

本校の敷地は、「土砂災害警戒区域（特別警戒区域）」には含まれていないことから、原則として臨時休校などの措置は取りません。ただし、気象状況・通学路の状況等によっては、登校の見合わせ等の臨時措置をとる場合があります。すぐーるやホームページでご確認ください。

※なお、学校に登校していない時に災害が起きた場合の避難場所や連絡方法等について、お子様とあらかじめ確認しておいていただきますようお願いいたします。

上記の内容は、今年度中有効です。このプリントは5月に配信いたしました「保存版 災害時における非常措置についてのお知らせ」と共に処分せず保管しておくようにお願いします。
